

(仮 称) 岩 手 久 慈 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 5 年 2 月

東急不動産株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月と10日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年12月1日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和4年12月1日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・岩手日報
- ・デーリー東北

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報くじ（令和4年12月1日発行：別紙2参照）
- ・広報かるまいお知らせ版（令和4年12月7日発行：別紙3参照）
- ・広報くのへお知らせ版（令和4年11月16日発行：別紙4参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「お知らせ」を掲載した。

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙5参照）
<https://tokyu-reene.com/news/iwatekuji2.html>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙6参照）
- ・久慈市のウェブサイト（別紙7参照）
- ・軽米町のウェブサイト（別紙8参照）
- ・九戸村のウェブサイト（別紙9参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 9 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・久慈市役所本庁舎 1 階 生活環境課（岩手県久慈市川崎町 1-1）
- ・久慈市山形総合支所（岩手県久慈市山形町川井第 8 地割 30-1）
- ・九戸村役場庁舎 3 階 総務課（岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第 10 地割 11 番地 6）
- ・九戸村江刺家支所（岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第 8 地割 63）
- ・九戸村戸田支所（岩手県九戸郡九戸村大字戸田第 17 地割 39-2）
- ・軽米町役場庁舎 1 階 町民ホール（岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85）
- ・軽米町小軽米出張所（岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第 12 地割 63-1）
- ・岩手県県北広域振興局（岩手県久慈市八日町 1-1）
- ・岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター（岩手県二戸市石切所字荷渡 6-3）

② インターネットの利用による縦覧

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙 5 参照）

<https://tokyu-reene.com/news/iwatekuji2.html>

(4) 縦覧期間

令和 4 年 12 月 1 日（木）から令和 5 年 1 月 10 日（火）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 1 名であった。

（内訳）久慈市役所本庁舎 1 階 生活環境課	0 名
久慈市山形総合支所	0 名
九戸村役場庁舎 3 階 総務課	1 名
九戸村江刺家支所	0 名
九戸村戸田支所	0 名
軽米町役場庁舎 1 階 町民ホール	0 名
軽米町小軽米出張所	0 名
岩手県県北広域振興局	0 名
岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～9参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和4年12月16日（金）17時30分から
- ・ 開催場所：九戸村 五枚橋公民館
(岩手県九戸郡九戸村長興寺第15地割66-172)
- ・ 来場者数：12名

- ・ 開催日時：令和4年12月17日（土）13時30分から
- ・ 開催場所：久慈市 山村文化交流センターおらほーる
(岩手県久慈市山形町川井第13地割38)
- ・ 来場者数：11名

- ・ 開催日時：令和4年12月17日（土）18時00分から
- ・ 開催場所：軽米町 小軽米公民館
(岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第12地割63-1)
- ・ 来場者数：3名

- ・ 開催日時：令和4年12月18日（日）10時00分から
- ・ 開催場所：久慈市 情報交流センターYOMUNOSU
(岩手県久慈市中央3-58)
- ・ 来場者数：11名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙10参照)

(1) 意見書の提出期間

令和4年12月1日(木)から令和5年1月24日(火)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計3名の方から4通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は24件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
1	1	11
1	1	6
1	2	7
合計 3 名	合計 4 通	合計 24 件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	【1】貴重な自然環境の保全に関して 岩手県内陸部の奥羽山脈沿いの地域には山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様な豊かな自然環境があり、一年を通して多様な野鳥や野生動物が生息しております。特に建設予定地の周辺地域は多数の野鳥の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、近接する久慈溪流、久慈市山形町山形地区、九戸村夏間木地区は岩手県の鳥獣保護区にも指定されております。そして今回の方法書の p.58 にも記載されているように、環境省はこの地域全体を環境アセスメントデータベース(EADAS)のセンシティブティーマップで注意喚起メッシュに指定しております。このような地域に大型風力発電施設の建設を行うことはこの地域に生息する多数の動植物、特に野鳥の生息に重大な影響を与えることが強く危惧されます。従って私ども日本野鳥の会もおかしくは貴社の公表した方法書に示された事業計画案に対して野鳥保護の立場から白紙撤回を強く求める次第です。	今後現地調査を実施し、適切に鳥類などの生息・生育状況を把握いたします。これらの現地調査結果及び専門家からの助言等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。
2	【2】希少猛禽類の生息環境の保全に関して 当該事業予定地域やその周辺には希少猛禽類のイヌワシやクマタカが生息しております。そしてイヌワシについては今回の方法書 p.57 のメッシュ図にも示されております。一方 p.57 のメッシュ図によればクマタカはこの地域に生息していないとされておりますが、これは私どもの観察結果とは異なります。イヌワシとクマタカは環境省の「レッドリスト2018」では絶滅危惧IB類、岩手県の「いわてレッドデータブック」ではAランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においてイヌワシは国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。これに対して風力発電施設は主に「バードストライク」と「風発施設の忌避により狩場(餌場)が放棄されること」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。その一方で岩手県の北上高地には既に数カ所の風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況下で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くこととなります。従って当会は貴社に対して希少猛禽類の生息環境の保全の立場より今回の方法書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。	文献その他の資料調査により当地域でクマタカの生息が確認されていることを本図書に掲載しており、クマタカが生息している可能性があることを認識しております。今後の現地調査ではクマタカやイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、適切に鳥類の生息・生育状況を把握してまいります。これらの現地調査結果及び専門家からの助言等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。
3	(1) 風力発電施設の設置は山の稜線を猛禽類や大型野鳥が飛ぶ際にバードストライクの可能性を高めるとともに、風力発電施設やその周辺の広大な地域から希少猛禽類を排除することに繋がります。実際に岩手県内では2008年9月に釜石広域ウィンドファームでイヌワシのバードストライク事故が発生しており、	希少猛禽類と地球温暖化防止の効果が期待されている風力発電施設の共存のために、環境省から公表されている「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」などのガイドラインを参考にし、本事業における環境保全措置を検討し、バードストライクへの影響を回避又は極

	またかつてはイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山区の天峰山付近の地域では姫神ウィンドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が全く見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策は確立されておられません。	力低減できるよう事業計画を検討いたします。
4	(2) 方法書 p. 7～p. 8 に示されている通りに当該事業が進められると山の尾根筋に最大高度 200m の 3 ブレード型風車 15 基がほぼ 3 列に林立する形となります。この 200m という高度はこれまでの種々の研究結果によりイヌワシの主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは風力発電施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクの事故発生の可能性が高まります。既存の 3 ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライク事故を起こしていることは過去の膨大なデータにより明らかになっておりますし、既存の風力発電施設においてブレード塗装やシール貼り付け等の対策が希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既の実証されております。実際に 2008 年 9 月に釜石広域ウィンドファームで発生したイヌワシのバードストライク事故も 3 ブレード型の風力発電装置によるものでした。従ってこのような過去の事例を教訓とし、当該地域での風力発電事業計画を白紙撤回するよう強く求めます。	希少猛禽類と地球温暖化防止の効果が期待されている風力発電施設の共存のために、環境省から公表されている「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」などのガイドラインを参考にした上で、本事業における環境保全措置を検討し、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。
5	(3) 当該地域付近の各所にイヌワシの採餌適地（狩場）が点在していることは私どものこれまでの観察により明らかになっており、今回の方法書 p. 248 で鳥類の専門家という方のご意見の中にも同様の指摘が見られます。これに関して岩手県内で現在稼働している風力発電施設に近隣するイヌワシ営巣地では繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその地域を忌避し、その結果として近接するイヌワシの採餌適地（狩場）が失われていると判断されます。これに関して、今回の方法書の p. 248 でこの専門家は「営巣地と餌場を結ぶ飛翔ルートと対象事業実施区域が重複していないから事業による影響は少ない」との考えも示しておりますが、これは既存の風力発電施設がイヌワシの生息に与える影響を過小評価していると言わざるを得ません。今回の事業予定地周辺にどの程度のイヌワシ営巣地が存在するかについては希少猛禽類の特殊性により明らかにされておられません。しかしイヌワシの生息環境保全のためには営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある面」として保護しなければならず、その地域周辺での風力発電施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。	文献その他の資料調査及び専門家からの情報により当該地域周辺でイヌワシの生息が確認されていることを把握しております。今後の現地調査ではイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、適切に鳥類の生息・生育状況を把握いたします。これらの現地調査結果及び専門家からの助言等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。
6	【3】 渡り鳥の生息環境の保全に関して 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な野鳥の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の野鳥調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった野鳥の渡りのコースなども明らかになってきております。実際に大型渡り鳥に発信器	今後現地調査を実施し、適切に鳥類の渡りの状況を把握いたします。これらの現地調査結果及び専門家からの助言等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。

	を装着して追跡する最新の調査技術により、岩手県の北上高地がガンカモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが知られるようになりました。今回の方法書の p.52～p.54 などでも大型渡り鳥であるマガン・ヒシクイ・オオハクチョウなどの確認事例が記載されております。また方法書の p.63 のリストには掲載されておきませんが、当該地域には環境省のレッドデータブックで準絶滅危惧種に指定されているオオジシギやオジロワシも少数ながら渡来します。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク事故発生等の危険性が非常に高まります。従って野鳥の生息地と渡りのコースの保全対策の観点により、私どもは貴社に対して当該事業計画の中止を強く求めます。	
7	(1) 風力発電施設の稼働に伴うバードストライク事故により、小鳥類や渡り鳥をはじめとする多数の野鳥が命を落としている事実はこれまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも広く知られております。そのためこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には事前の詳細な生息状況調査が不可欠ですし、過去の失敗事例への反省に基づく保全対策の検討も欠かせません。しかし今回の方法書の p.42、p.62、及び資料の p.1～p.2 には風力発電施設のバードストライク事故や野鳥の行動障害に関する過去の文献や報告例が含まれておらず、これらの問題点を解決しようとする方向性が事業計画の中には見られません。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和2年）によると当該箇所は「事業実施想定区域及びその周囲の概況」について整理する項目となっているため、他事業等のバードストライク事故や野鳥の行動障害に関する過去の文献や報告例については記載していません。しかしながら、それらの報告例等は環境保全措置を検討する上で参考となるため、バードストライク事故や野鳥の行動障害に関する過去の文献や報告例の情報収集に努め、過去の事例も踏まえ、影響を回避又は低減できるよう事業計画を検討いたします。
8	(2) 当該地域の周辺ではオオジシギが繁殖しております。オオジシギは環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種 (NT) に、岩手レッドデータブックでは B ランクに指定されております。実際に日本野鳥の会が 2016 年に実施した全国オオジシギ生息調査の結果では、本州での生息数の減少が顕著であり生息地の保全喫緊の課題であることが明らかになっております。そしてオオジシギはその習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされております。しかし今回の方法書の中では当該地域のオオジシギに関する生息状況調査やバードストライクの可能性評価は検討項目に入っておりません。このままではオオジシギの生息環境の保全対策の検討は全く不十分と言わざるを得ません。	オオジシギを含め重要な種に該当する種については検討項目に含めており、適切に現地調査、予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。
9	(3) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が近隣住民の生活環境や健康、さらに牧畜業などに悪影響を及ぼす恐れがあることは以前より知られておりますが、それにとどまらず当該地域の野鳥を含む野生動物の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の方法書においては近隣の住居等と風車の影や騒音に関する調査は実施が予定されるものの、風車の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類の生息にどのような影響を及ぼすかという観点に基づいた調査の必要性については全く触れられておりません。従ってこの方法書に示されている調査計画のままでは環境影響評価に値する調査にならないと考えられます。	風車の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息に与える影響について国や地方自治体等が採用している知見等は、現状無いと認識しております。環境影響評価制度に準じた調査において、今後国から然るべき指針や基準が公表された場合は、国の方針に準じることになります。

10	(4) 今回の方法書の事業計画の p. 11 や p. 14～p. 15 では風力発電施設に付随して必要となる送電網、変電施設、管理事務所、主要道路から各発電施設までのアクセスのための道路をどの場所にどのような形状で設置するのかについて、「現在検討中」と記述されているのみで具体的な記述がありません。例えば送電網についても、架線にするか地下埋設にするかという建設工事の計画段階で確定すべき重要な事柄さえも未定のままのようです。実際に風力発電施設の建設や稼働に限らず、付随する各種施設の建設や稼働、あるいはアクセス用の道路の建設や拡幅工事に關して、工事排水や土砂の流出が周囲の河川や森林の生態系に悪影響を及ぼすことは必至です。これらの事柄の一つ一つがいずれも当該地域における自然環境に悪影響を及ぼす可能性が高いものである以上、これらの問題点が考慮の対象とされていない今回の方法書は環境影響評価を実施する上で極めて不十分なものと言わざるを得ません。	発電所からの系統接続につきましては現在、東北電力ネットワークと契約締結に向けて調整・協議中にて、東北電力ネットワークへの接続予定地は一戸町内を予定しております。 送電線については公道に埋設するルートを検討するなど、風力発電施設に付随して必要となる施設に関する事業計画の検討においても、環境影響の回避又は極力低減に努めています。
11	【4】風力発電施設の累積的影響に関して 近年は「面としての環境保全」の考え方に基づき風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められています。そしてこの考え方に沿う形で今回の方法書の p. 15～p. 16 には隣接する他の事業者の風力発電事業計画として9件が示されています。しかしそれ以外に北上高地北部において「高森高原風力発電事業」や「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しており、さらに「(仮称)小軽米風力発電事業」「(仮称)一戸・稲庭風力発電事業」や「SGET 岩泉ウインドファーム事業」をはじめとする多くの風力発電事業計画が同時進行しております。仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、岩手県の北上高地から三陸沿岸にかけての広大な地域において鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は計り知れないほど大きなものになると懸念されます。それにも関わらず、この方法書の中には北上高地北部で進められている風力発電事業計画全体の累積的環境影響を科学的に評価しようとする方向性が全く示されておられません。従って今回の方法書の通りに当該事業計画が進められると、岩手県北部の広大な地域においてイヌワシの生息阻害やガン・ハクチョウ類の渡りルート遮断などの起こる恐れが十分に想定されます。私どもは野鳥の生息地と渡りのコースの保全対策の観点により当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。	方法書 p. 275 に記載のとおり、他事業者の計画が明らかになった場合に累積的な環境影響について検討するとしております。本事業における現地調査にて希少猛禽類の生息状況や渡り鳥の移動ルート等を確認し、適切に予測及び評価を実施した上で、必要に応じた保全措置を検討いたします。

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
12	1. ふるさとの山野に風車の景観は適わない。 県北のふるさとの山野は長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電は野生生物、景観、低周波、騒音、森林伐採、山野災害の懸念など多くの環境問題があります。各地から苦情が報告されています。計画中止を要望します。	騒音及び超低周波音、動植物、生態系、景観に関して、今後調査及び予測、評価を実施し、影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。 また、環境影響評価手続きとは別に、森林法に基づく林地開発許可申請の手続きにより、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他災害を発生させるおそれがないこと等を行政と協議・確認の上、開発行為が許可されることとなります。
13	2. 野鳥・コウモリ類への影響が懸念されます。 計画のプロペラ式の風力発電は、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があることが国内外で実証、被害が報告されています。 また風車建設と取り付け道路などの周辺の大規模な環境改変は、そこに生息する野鳥の生息地を奪うという側面もあります。バードストライクに関し、岩手県が事業者に要請した「バードストライクの対策会議」や環境省の「海ワシのバーストライク対策会議」でも有効な対策は出ておりません。発電効率を求めず、野鳥保護に配慮するなら、最近、国内企業も開発した出力は低いがブレードのないマグナス式か他の方式を検討すべきです。 配慮書の文献調査では、希少種イヌワシは計画地を含め周辺全域で確認されています。クマタカは計画地内の記録がないが、環境要因と思われるが移動経路等には通過することも考えられます。イヌワシは、アセスメント調査でも高い確率で出現する可能性が高い。近郊の繁殖地からの狩り場としての利用若しくは移動経路と思われます。岩手のイヌワシの繁殖率は、国や県が目標とする数値にほど遠く昨年は 1 か所しか巣立ちしていません。要因は餌不足といわれます。最近では毎年、ヒナの餓死と思われる事例が発生している。そのためイヌワシは、広範囲の行動域を索餌している。このようなイヌワシ生息地の開発は即刻、調査前の現段階で中止とした方が無難です。岩手ではイヌワシのバードストライクが釜石 WF で 2008 年に発生しています。計画の巨大風車は、高さが 200m もあり、通過する希少種だけでなく留鳥や大型水鳥のハクチョウ・ガン類やツグミ、アトリ、マヒワ等の渡り鳥コウモリ類の障害となり、攪乱されることが予想され、保護の観点から問題です。	採用する風力発電機について、発電効率の観点だけではなく温室ガス低減効果など総合的に検討しており、現時点では 3 枚ブレード型の風力発電機を設置する予定です。また、ブレード塗装やシール貼り付け等の視認性を上げる措置に関して、国内の事例では一定の効果があるとされておりますが、今後も事例の収集や専門家等へのヒアリングを実施し、効果的な環境保全措置を検討いたします。 今後現地調査を実施し、イヌワシの生息状況や対象事業実施区域における採餌等の利用状況、渡り鳥の移動ルートやコウモリ類の移動の有無を確認いたします。その結果を踏まえ、鳥類及びコウモリ類への影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。
14	3. 山野災害の要因となります。 大規模な森林伐採、表土の掘削などの山野開発は、山野災害の要因となります。温暖化による最近のゲリラ豪雨や大型台風などは、今後は大型化するとの気象専門家の意見も報道されています。周辺地域の低周波の人や家畜への影響、風車の影などの問題も十分に調査して地元住民への懇切丁寧な説明をお願いします。	今後の現地調査を踏まえ、森林の伐採範囲が最小限となるよう、事業計画を検討いたします。 超低周波音や風車の影については環境影響評価の項目として選定しており、調査、予測及び評価を実施いたします。 家畜への影響については、国内における最新の文献等の収集により知見を深め、関係者とも協議を行い、影響を極力低減できるよう努めます。
15	4. 累積的環境影響評価が示されることを要望します。 周辺地域には、ほかの事業計画や稼働が 9 件もあり累積的影響評価も大きな問題です。これだけ北上高地北部に集中的に計画されるとその環境影響評価が課題ですが、これまで岩手の他の計画では、累積	方法書 P. 275 に記載のとおり、他事業者の計画が明らかになった場合に累積的環境影響評価について検討するとしております。本事業における現地調査にて希少猛禽類の生息状況を確認し、適切

	的環境影響評価がされたことがありません。 また、複数の新たな送電網が整備されると送電塔や送電線もバードストライクの大きな要因ですので衝突リスクが高くなります。岩手でもしばしばクマタカ等の送電塔や送電線の衝突、感電事故が発生しています。環境改変前に示される影響予測数値では、不確実性が高く信用ができません。希少種の生息が確認されている場所ですので、計画中止を要望します。	に予測及び評価を実施した上で、必要に応じた保全措置を検討いたします。 送電線については公道に埋設するルートを検討するなど、風力発電施設に付随して必要となる施設に関する事業計画の検討においても、環境影響の回避又は極力低減に努めます。
16	5. 電力の需給予測と風力発電等再生エネルギー 国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、十分な検討がなされないまま計画が進行しているように感じます。狭い国土の日本では、風力発電は環境に与える影響が大きく有効な対策ではありません。計画地の実情に合わせた再生エネルギーの方法や他の発電方法を考えるべきです。国はまだ原発に望みを捨てておらず、企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、昨年も新たな火力発電の稼働や今後の計画がマスコミで報道されています。昨年、上半期の欧州の国民総生産の不調は自然に依存した不安定電力の再生エネルギーに依存した結果と報道されています。現状では、国内では、原発がすべて停止した時点でも電力不足は発生しておりません。片やイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGs の推進からも電気は人口減少や経済活動を適正に判断し、多く作るのではなく、節電対策を推進すべきです。ソーラーも全国的に普及しています。東京都は、新規住宅等建物へのソーラーを義務付ける条例を制定しました。	ご意見として承ります。 なお、本事業は、環境への負荷が少ない風力発電所を設置することにより、化石燃料に頼らず二酸化炭素を発生しない再生可能エネルギーの供給を目的としております。
17	6. 適正な環境影響評価と適切な処理を望みます。 最近の傾向として、風力発電の普及のために、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。現行のアセス方法では、月当たり 3 日間連続の調査を 2 年間と短い。一日当たりの調査時間は午前 8 時から 16 時と年間同じです。春から秋の長い日照時間帯で、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが有効な調査がされていません。アセス法に希少種がいくら記録されたら、計画を見直すという明確な基準もありません。 事後調査も不明朗な事例が多く見られます。事業の可否判断となる専門家は、計画を容認する人選をしているように感じます。匿名とせず氏名を公表することで権威が証明されます。特に希少猛禽類調査並びにバードストライク調査計画を見ても内容はゆるく、実情を把握できないような内容です。そして野鳥の衝突事故が発生した場合でも、風車が止まることなく稼働を続けました。 渡り鳥の最盛期や悪天候時は、バードストライクが懸念されることから、風車の稼働を止める、ブレードの回転数を落とすなど、野鳥保護の具体的な対策を示すべきです。現状のままのゆるい法規制では、飛翔性生物の野鳥、コウモリ類、昆虫などの生物並びに山野災害などで地域住民に多大な被害が及ぶことが予測されることから、計画中止を要望します。	今後実施する現地調査において、鳥類に関しては希少猛禽類の調査に加え、渡り鳥に係る調査、一般鳥類に係る調査をそれぞれ実施いたします。希少猛禽類の調査については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、2015）等の文献や専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査期間等を検討いたします。渡り鳥に係る調査については、春季及び秋季に日の出や日の入りの時刻とあわせ、調査を実施いたします。一般鳥類に係る調査についても、各季節で実施しますが、特に繁殖期においては早朝等、活動が活発な時間帯に調査を実施する予定です。 ヒアリングを実施する専門家等の氏名の公表に関しては、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省、2013 年）p. 37 で触れられているとおり、個人が特定されることがないように、配慮を行う方針です。 現地調査の実施においては、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切な手法により動物の生息状況を確認いたします。それらの結果を踏まえ、事業による影響を極力低減できるよう、環境保全措置についても適切に検討いたします。

	これから実施されるアセス調査では、環境ごとに適正な調査方法並びに調査定点の配置など最新の調査を実施され、随時、専門家の意見を聞いて対処すること。イヌワシなど猛禽類調査は、これまで狩場や餌動物調査等が十分でないと感じます。夜間のコウモリ調査は、調査機器に依存した調査のみでブレードの高さ以上を飛ぶ種類の判別ができないなど限界を感じます。専門家が適正、公正に判断をできる調査結果をお願いします。	
--	---	--

表 2-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
18	詳細な環境影響評価について、充分に実施されていることは理解できました。ただ本事業に当たっては自然破壊が一定程度行なわれてしまうことは間違いないことなので、地元民としては、本当に必要な事業なのか多くの賛同が最低条件ではないかと思います。以上	今後の手続きにおいても地元自治体に相談・報告しながら住民の皆様とのコミュニケーションを図りながら、事業を進めます。

表 2-1(4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
19	○天然記念物モリアオガエルの生息地に近く、すでに別の森林伐採地区で全滅の例もあるので、この地区に風車設置は受け入れ難い。	モリアオガエルをはじめ、両生類の生息状況について現地調査により確認いたします。重要な種が確認された場合は、適切に予測及び評価を行い、影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討いたします。
20	○工事車両の往来、道路拡張工事など、近くに運営されている養鶏、養豚事業に大きく影響することは考えられる。例えば養鶏であると振動、騒音により餌を食さなくなったり、過剰に反応して、圧死したりする例も確認されている。出荷量その他、支出に関する影響も大となると思われる。	風力発電事業に付随する工事車両の往来や道路拡張工事による振動、騒音が養鶏・養豚事業に与える影響について、今後調査することを検討いたします。
21	○風車の影響で野鳥が死ぬなどして、鳥インフルエンザが発生した場合には、村内全域の養鶏業者にとって死活問題となる。	事業者として風力発電機によるバードストライクを極力低減できるよう環境保全措置を検討することに加え、養鶏業者様に関しては、農林水産省が指導している高病原性鳥インフルエンザ防止のガイドラインに準じ、外部動物が侵入しないような建物管理をする、新鮮な消毒された水道水を使う等の通常の管理を実施いただくことで、風力発電機の影響による野鳥の死骸からの感染のおそれは低いものと考えております。
22	○低周波や振動が、稲やその他の農作物に対する影響が無いというデータはない。	車両が多く走る国道沿い等で水田が広がっている地域は日本全国に沢山あります。大型車両などからも低周波音や振動は発生いたしますが、稲作その他の作物に対して影響するという知見は認識しておりません。一方で、植物に超低周波音による刺激を付与し植物の生育を促進する方法について研究されていることは把握しております。
23	○村内では春の山菜や秋のキノコがよく採れ、道の駅などでは高評価を得ている。販売はなくとも、住民の季節ならではの食の楽しみと生活リサイクルの一部となっている。事業計画地域もその一部ともなるので森林伐採は受け入れ難い。	本事業地は、私有地でありそこに生育している山菜やキノコ類は地権者の所有になります。今後の手続きにおいても住民の皆様とのコミュニケーションを図りながら、事業を進めます。
24	○今回の事業、計画段階環境配慮書に対して、知事意見、総括的事項(5)として、「想定区域及び周辺の関係者や住民ならず、より広い範囲の住民に対し、事業内容の十分な説明を行い、理解を得られるように努めること。」とあるのに対して、今回の村内での説明会は、時	説明会の会場について、当社は以下の点を念頭に事前に九戸村役場に相談し場所・時間を決定いたしました。 ・事業地に最寄りかどうか ・より広い範囲の住民の皆様へのアクセスはどうか

	間、会場、不参加の住民に対しての対応など、配慮されいてたとは言えない。 以上のことから、白紙も含めた大幅な再考を求めます。	本事業地は九戸村と久慈市が山（尾根）を挟んだ行政界周辺で、事業地最寄りの会場は山側のへりとなり広い範囲の住民の皆様のアクセスが容易ではないと思料いたしました。また、当該会場は事業地最寄りの会場候補とは直線距離で2km弱であり、幹線道路や中心市街地に近い点等を考慮し、総合的に判断いたしました。 なお、九戸村役場では説明会当日に村内無線による説明会の開催を案内いただき、住民説明会後の1月号の広報誌にて当事業概要の記事を掲載いただきました。 今後の手続きにおいても引き続き九戸村とも相談・報告しながら住民の皆様とのコミュニケーションを図りながら、事業を進めます。
--	---	---

○日刊新聞紙による公告

・岩手日報（令和4年12月1日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）岩手久慈風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂二丁目二番二号
（仮称）岩手久慈風力発電事業

二、対象事業の名称 種類 風力（陸上）
規模 発電設備出力：最大七万五千キロワット
三、対象事業実施区域 岩手県久慈市、九戸郡九戸村及び九戸郡軽米町
町の行政界周辺

四、関係地域の範囲 岩手県久慈市、九戸郡九戸村及び九戸郡軽米町
縦覧の場所 岩手県北広域振興局、岩手県北広域振興局二戸
地域振興センター、久慈市役所本庁舎、階生活環境課、久慈市山形
総合支所、九戸村役場庁舎、階総務課、九戸村江刺家支所、九戸村
戸田支所、軽米町役場庁舎、階民ホール、軽米町小軽米出張所
縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる。
縦覧期間 令和四年十二月一日（木）から令和五年一月十日（火）まで
電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/iwatekuji2.html>
意見書の提出

六、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見を
をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）
をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱に
ご投函くださるか、令和五年一月二十四日（火）までに左記の問
い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください
（郵送の場合は当日消印有効）。

七、住民説明会の開催日時及び場所
一、開催日 十一月十八日（金）十八時から
九戸村五枚橋公民館（岩手県九戸郡九戸村長興寺二五―六六―一七）
二、開催日 十一月十七日（土）十三時三十分から
久慈市山村文化交流センターおらほーる（岩手県久慈市山形町川井
三―三三―八）
三、開催日 十一月十七日（土）十八時から
軽米町小軽米公民館（岩手県九戸郡軽米町大字小軽米二―六三―二）
四、開催日 十一月十八日（日）十時から
久慈市情報交流センターYOMUNOSU（岩手県久慈市中央三―五八）
問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インタストリー
事業本部 再生可能エネルギー第一部 環境アセスメント担当
〒一五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂二丁目二番二号
渋谷ソラスタ 電話 〇三（六四五五）二六九〇
（土日・祝日を除く九時半から十八時まで）
メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

・デーリー東北（令和4年12月1日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）岩手久慈風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂二丁目二番二号
（仮称）岩手久慈風力発電事業

二、対象事業の名称 種類 風力（陸上）
規模 発電設備出力：最大七万五千キロワット
三、対象事業実施区域 岩手県久慈市、九戸郡九戸村及び九戸郡軽米町
町の行政界周辺

四、関係地域の範囲 岩手県久慈市、九戸郡九戸村及び九戸郡軽米町
縦覧の場所 岩手県北広域振興局、岩手県北広域振興局二戸
地域振興センター、久慈市役所本庁舎、階生活環境課、久慈市山形
総合支所、九戸村役場庁舎、階総務課、九戸村江刺家支所、九戸村
戸田支所、軽米町役場庁舎、階民ホール、軽米町小軽米出張所
縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる。
縦覧期間 令和四年十二月一日（木）から令和五年一月十日（火）まで
電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/iwatekuji2.html>
意見書の提出

六、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見を
をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）
をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱に
ご投函くださるか、令和五年一月二十四日（火）までに左記の問
い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください
（郵送の場合は当日消印有効）。

七、住民説明会の開催日時及び場所
一、開催日 十一月十八日（金）十八時から
九戸村五枚橋公民館（岩手県九戸郡九戸村長興寺二五―六六―一七）
二、開催日 十一月十七日（土）十三時三十分から
久慈市山村文化交流センターおらほーる（岩手県久慈市山形町川井
三―三三―八）
三、開催日 十一月十七日（土）十八時から
軽米町小軽米公民館（岩手県九戸郡軽米町大字小軽米二―六三―二）
四、開催日 十一月十八日（日）十時から
久慈市情報交流センターYOMUNOSU（岩手県久慈市中央三―五八）
問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インタストリー
事業本部 再生可能エネルギー第一部 環境アセスメント担当
〒一五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂二丁目二番二号
渋谷ソラスタ 電話 〇三（六四五五）二六九〇
（土日・祝日を除く九時半から十八時まで）
メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

・広報かるまいお知らせ版

令和4年12月7日発行

Karumai Town News Edition

広報かるまい お知らせ版 428号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

マイナンバーカード 受取・交付申請臨時窓口開設

●平日の開庁時間にお仕事などで来庁できず、マイナンバーカードを受け取れていない方は、次の時間外開庁日と臨時窓口をぜひご利用ください。カードの交付申請も受け付けます。

●申請書をなくした方には申請書を再発行します。

申請用の写真撮影も行っていますので、ご利用ください。

■日時 毎週水曜日 17:30~19:00

(12月14日、21日、28日)
(1月4日、11日、18日、25日)

臨時窓口 9:00~16:00

(12月24日(土)、25日(日)、1月29日(日))

平日9:00~16:00は、窓口が大変混みあっています。来庁の際には、時間に余裕をもってお越しください。

■場所 役場1階町民生活課

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当 (☎46-4735)

企業・団体向け認知症 サポーター養成講座の開催

企業・団体向け認知症サポーター養成講座を開催します。

認知症サポーターとは、認知症について正しく知り、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る人のことです。認知症について学び、認知症の人にも安心できる店・企業・街づくりを目指してみませんか？

開催を希望する企業・団体の方は、下記担当までお問合せください。

■申込期間 12月1日(木)~令和5年2月10日(金)

※希望日の1か月前までにお申し込みください。

■実施期間 令和5年1月10日(火)~3月17日(金)

■その他

※開催時間は原則、平日9:00~16:00

(その他時間は、要相談)

※講座は、90分程度(講義、映像資料、グループワーク)

※講座を受けた企業・団体の方には、認知症サポーターステッカーを配布いたします。

【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当 (☎46-3906)

マイナンバーカードの申請で マイナポイントがもらえます

マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用申請、公金受取口座の登録を行えば、民間の決済サービスで利用できる「マイナポイント」の予約・申込ができます。

「マイナポイント」の申請をすることで、一人当たり最大20,000円分(内5,000円分は支払、チャージが必要)のキャッシュレス決済で使えるポイントが付与されます。ポイントをもらうためには、12月末までにマイナンバーカードの申請が必要です。詳しくは広報かるまい7月号をご覧ください。

マイナポイントの申込支援窓口を設置しています。申込方法が分からない場合は、町民生活課までお越しください。

■受付時間 平日 8:30~12:00

13:00~17:00

【問い合わせ先】

マイナポイントについて 総務課(☎46-2111)

マイナンバーカードについて 町民生活課

(☎46-4735)

移動図書館車 「やまなみ号」の運行日程

◎12月14日(水) 晴山方面 詳細は

◎12月15日(木) 笹渡方面 こちら→

◎12月16日(金) 小軽米方面



「冬の図書館スタンプラリー」

図書館の本を借りてスタンプを集めてプレゼントをゲットしよう！みなさまお気軽にご参加ください！

■場所 町立図書館

■内容 各貸出の際にスタンプを1コ、4コ集めるとプラバンの小物をプレゼント。

■期間 12月1日(木)~令和5年2月28日(火)

【問い合わせ先】町立図書館(☎46-4333)

環境影響評価方法書の縦覧

(仮称)岩手久慈風力発電事業について、環境影響評価法第5条第1項などの規定に基づき、環境影響評価方法書の縦覧及び意見書箱等の設置をします。

■縦覧書類 (仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書

■縦覧場所 役場1階 町民ホール、小軽米出張所

■縦覧期間 12月1日(木)～令和5年1月24日(火)まで

■縦覧方法 縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、意見書箱、ご意見記入用紙を設置します。

環境影響評価方法書の説明会

■時間 12月17日(土)18:00

■場所 小軽米生活改善センター(出張所)

【問い合わせ先】

東急不動産(株)戦略事業ユニットインフラ・インダストリー

事業本部再生可能エネルギー第一部環境アセスメント担当

(☎03-6466-2690)

再生可能エネルギー推進室 (☎46-2115)

調理師法に基づく 業務従事者の届出の年です

飲食店、魚介類販売業及びそうざい製造業の営業許可施設や給食施設において調理業務に従事している調理師(パート及びアルバイトを含みます。)は、調理師法により、2年に1度、調理師業務従事者届の届出が義務付けられています。

12月31日現在の状況を、令和5年1月1日～16日までに、電子申請あるいは、従事している施設の所在地を所管する保健所に届出用紙を郵送または持参により提出してください。

なお、届出用紙は最寄りの保健所で配布していますが、岩手県ホームページからダウンロードすることもできます。(「岩手県 調理師業務従事者届」で検索。)

【問い合わせ先】

二戸保健所環境衛生課 (☎0195-23-9219)

冬の交通事故防止 県民運動

スローガン「確認の 甘さが辛い 事故を呼ぶ」

冬季は、積雪や凍結による道路状況の悪化に伴う交通事故の発生や、冬休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されます。

みんなで交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

■期間 12月15日(木)～24日(土)





KEEP IT SMILE!

お知らせ版

INFORMATION

2022.11.16

vol. 175

「〔仮称〕岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

九戸村他において、東急不動産株式会社が計画している「〔仮称〕岩手久慈風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

■縦覧書類 〔仮称〕岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所 九戸村役場庁舎 3 階 総務課事務室内、江刺家支所、戸田支所

■インターネットによる公表 <https://tokyu-reene.com/news/iwatekuji2.html> (縦覧開始日より)

■縦覧期間 令和 4 年 12 月 1 日(木)～令和 5 年 1 月 10 日(火)

■意見書受付期間

令和 4 年 12 月 1 日(木)～令和 5 年 1 月 24 日(火)

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記載の上、意見書受付終了日までに縦覧場所の意見箱へ投函頂くか、下記の問い合わせ先へ郵送またはメールでご提出ください。（当日消印有効）

■環境影響評価方法書についての説明会 令和 4 年 12 月 16 日(金) 18 時より五枚橋公民館で開催します。

■意見書の提出及びお問い合わせ先

東急不動産株式会社 担当：戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部 再生可能エネルギー第一部 環境アセスメント担当

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 21 番 1 号 渋谷ソラスト ☎ 03-6455-2690（代表）MAIL: TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

（土・日・祝日を除く 9 時 30 分～18 時まで）

岩手県最低賃金が改正されます！

■改正額 時間額 854 円

■発効日 令和 4 年 10 月 20 日

各種助成金も積極的にご活用ください。

詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

<https://site.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

地域福祉相談会を開催

障がいのある方やその家族を対象に、日常生活での困り事や、福祉サービス利用などについての相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

■日時 令和 4 年 12 月 22 日(木)

10:00～12:00

■場所 街の駅 まさざね館

■担当 二戸地域委託相談支援センターの相談員

つくし相談支援事業所の相談員

■お問い合わせ

・二戸地域委託相談支援センター ☎ 0195-23-6608

・つくし相談支援事業所 ☎ 0195-43-3201

・九戸村役場保健福祉課地域福祉係 ☎ 0195-42-2111
（内線 174）

ぼくらの居場所 in 九戸村

お困りごとやお悩みごとを気軽に話ませんか？アニメや YouTube の話や学校では話せない秘密の話、世の中に対する疑問、日々の生活の中での悩み、人付き合いのこと、上手に暮らせる方法など何でも相談してください。自分の居場所が欲しい、ただ話を聞いて欲しいだけでも構いません。お気軽にご参加ください。

■日時 令和 4 年 12 月 3 日(土)

10:00～11:30 (9:30～受付開始)

■会場 街の駅 まさざね館

■対象 10 代～20 代

■定員 5 名

■参加費 100 円（おやつ代として）

■お問い合わせ・お申し込み先

・ジブ創造 Lab 担当坂本 ☎ 080-1808-0235

MAIL:sakamototakayukibj@gmail.com

・つくし相談支援事業所 ☎ 0195-43-3201

・九戸村役場保健福祉課地域福祉係 ☎ 0195-42-2111
（内線 174）

※「ぼくらの居場所」は軽米町でも開催します。

○インターネットによる「お知らせ」
・東急不動産株式会社 ホームページ

お知らせ

お知らせ

[一覧へ戻る](#)

2022年12月1日

「(仮称) 岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「(仮称) 岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※印刷することはできません。

方法書の公表

表紙-目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 計画施設配置事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配置書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他関係法令で定める事項
- 第8章 環境影響評価書を完成した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 資料編
- 賛約書

方法書及び賛約書は、令和4年12月1日(木)から令和5年1月10日(火)までご覧いただけます。

ただし、印刷することはできません。

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・久慈市本庁舎1階 生活環境課
- ・久慈市山形総合支所
- ・九戸村役場庁舎3階 総務課
- ・九戸村江刺家支所
- ・九戸村戸田支所
- ・軽米町役場1階 市民ホール
- ・軽米町小軽米出張所
- ・岩手県県北広域振興局
- ・岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター

縦覧期間

令和4年12月1日(木)から令和5年1月10日(火)まで

※各施設の開庁日及び時間に準ずる。

意見書の提出

配置書について、環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。又は縦覧期間中は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。

意見書用紙は下記からダウンロードください。

[意見記入用紙\(PDF形式\)](#)

[意見記入用紙\(Word形式\)](#)

郵送受付期間

令和4年12月1日(木) から令和5年1月24日(火) まで(当日消印有効)

メール受付期間

令和4年12月1日(木) から令和5年1月24日(火) まで

縦覧場所の意見書投函期間

令和4年12月1日(木) から令和5年1月24日(火) まで(各施設の開庁日及び時間に準ずる。)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト

東京不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 環境アセスメント担当

電話 03-6455-2690 (土・日・曜日及び祝日を除く、午前9時30分から18時まで)

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

※電話については新型コロナウイルス対応による出社制限の影響でつながりにくい可能性がありますので、メールでのお問い合わせを推奨いたします。

住民説明会の開催

方法書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- 九戸村 五枚橋公民館
令和4年12月16日(金) 18時より
- 久慈市山村文化交流センター おらぼーる
令和4年12月17日(土) 13時半より
- 稗米町 小堀米公民館
令和4年12月17日(土) 18時より
- 久慈市情報交流センターYOMUNOSU
令和4年12月18日(日) 10時より

※今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、本ページにてお知らせいたします。

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。【無料】



ReENE

ReENEとは	事業紹介	ポートフォリオ	新たな戦略	地域との共生	お知らせ
ReENEとは	再生可能エネルギー事業	ポートフォリオサマリ	トワキング付非化石燃料	TENOHA	すべて
OUR AMBITIONS	フォーカス物件	事業計画書	自己発電	ReENE ÉCOLE	プレスリリース
OUR PURPOSES	事業拡大への取り組み	同様中々	自家消費	サイトブランディング	メディア掲載
OUR ACTIONS			オンサイトPPAモデル	倉庫や業界団体	その他
			ReENE	REASP	お問い合わせ
			グリーンエネルギー	FOURE	サイトマップ
			ソーラーシェアリング	姫崎古との対話	関連リンク
			洋上風力発電		



会社概要 個人情報保護方針
© TOKYU LAND CORPORATION. All rights reserved.

・岩手県のウェブサイト


岩手県
Iwate Prefecture

[サイトマップ](#)
[Foreign Language](#)
[文字サイズ・配色の変更](#)
[アクセシビリティ情報](#)

[サイト内検索](#)

[震災復興](#)
[くらし・環境](#)
[産業・雇用](#)
[農土づくり](#)
[教育・文化](#)
[県政情報](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価手続状況](#) > [環境影響評価法に基づく手続状況](#) > (仮称) 岩手久慈風力発電事業

環境影響評価法に基づく手続案件

- 太平洋セメント大船渡工場第1号高炉設備建設計画
- 福地ウィンドパーク事業手続状況
- 高田岩手風力発電事業(仮称)
- (仮称) 新築風力発電・高田風力発電事業
- (仮称) 磐城広域風力発電事業拡張計画
- (仮称) 富田岩手風力発電事業
- (仮称) 住田ウィンドファーム事業
- (仮称) 住田遠野風力発電事業
- (仮称) 青森上田風力発電事業
- (仮称) 茨城ウィンドファームプロジェクト
- (仮称) 折爪北風力発電事業
- (仮称) 折爪岳南(1期地区)風力発電事業
- (仮称) 折爪岳南(2期地区)風力発電事業
- (仮称) 久慈・九戸風力発電事業
- (仮称) ノソケ峠風力発電事業
- (仮称) 福地田子風力発電事業
- 安比地熱発電所(仮称)設置計画
- (仮称) 塩釜風力発電事業
- (仮称) 高田岩手風力発電事業
- (仮称) 福地岩手風力発電事業
- (仮称) 塩釜風力発電事業
- (仮称) 田子風力発電事業
- (仮称) 塩山高原ウィンドファーム事業

(仮称) 岩手久慈風力発電事業





ページ番号1048064
 更新日 令和4年12月1日

事業者: 東急不動産株式会社
 環境影響評価等手続者: 東急不動産株式会社
 最新の手続段階: 方法書手続中

環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 岩手久慈風力発電事業
適用区分	
法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)
事業の規模	出力: 75,000キロワット
事業の実施区域(予定地)	久慈市、九戸郡軽米町及び九戸村の行政界周辺
事業者	東急不動産株式会社
環境影響評価手続者	同上
手続実施通知	令和3年11月16日付け
配慮書	- 配慮書の提出: 令和3年11月16日付け - 配慮書の縦覧期間: 令和3年11月17日から令和3年12月20日まで - 県民等の意見書の提出期間: 令和3年11月17日から令和3年12月20日まで - 技術審査会の審査: 令和3年12月22日 - 知事意見の送付: 令和4年1月20日
方法書	- 方法書の提出: 令和4年11月30日付け - 方法書の縦覧期間: 令和4年12月1日から令和5年1月10日まで - 県民等の意見書の提出期間: 令和4年12月1日から令和5年1月24日まで - 説明会: 令和4年12月16日、17日、18日 - 意見の概要書の提出: - 技術審査会の審査: - 知事意見の送付:


 このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当
 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
 電話番号: 019-629-5269 ファクス番号: 019-629-5364
☐ お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

・久慈市のウェブサイト

久慈市
KUMI CITY OFFICIAL WEBSITE

[久慈市](#)
[くらし](#)
[子育て・教育](#)
[健康・医療](#)

[サイト内検索](#)

[検索する](#)
[検索の仕方](#)
[編集で探す](#)
[分類で探す](#)

[ホーム](#)
[くらし](#)
[環境・資源・エネルギー](#)
[環境影響評価](#)
[環境アセスメント縦覧情報](#)

[環境アセスメント縦覧情報](#)

環境アセスメントとは

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、専門家、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

(環境省「環境アセスメント制度のあらまし」より抜粋)

制度の詳細は、環境省Webサイトを参照ください。

<http://assess.env.go.jp/index.html>

環境アセスメントに係る図書の縦覧

環境アセスメントの過程で、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の人、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるために、環境アセスメント図書の縦覧が行われます。

縦覧は「記録書」、「方法書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

縦覧等の情報

次の事業について、図書の縦覧を行っています。

縦覧する図書	環境影響評価方法書
事業名	(仮称) 岩手県久慈風力発電事業
事業者	東急不動産株式会社 (東京経済谷区道支店1-21-1)
対象事業の種類	風力発電所 (陸上)
対象事業の規模	風力発電所出力：最大75,000kW 風力発電機の単機出力：4,000～5,000kW級 風力発電機の基座：最大15基
対象事業実施区域	久慈市山形町、九戸郡九戸村、陸奥町
縦覧期間	令和4年12月1日 (木) から令和5年1月10日 (火) まで (土・日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで)
縦覧場所	久慈市役所 (生活環境課)、山形総合支所、東北広域振興局 (県民ホール)
意見書の提出期限	令和5年1月24日 (火)
電子縦覧	https://3d5ourstepa.com/news/kumatakyu02.html (外記サイト)
説明会の日時・会場	令和4年12月17日 (土) 13時30分 山村文化交際センターおらほーる 令和4年12月18日 (日) 10時00分 廣野交際センターYOMUNOSU
問合せ先	東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部 再生可能エネルギー第一部 環境アセスメント担当 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-21-1 渋谷ソラスタ 電話：03-6455-2690 (代表)
備考	

この記事へのお問い合わせ

部署：生活環境課
電話番号：0194-54-8003

お問い合わせ先：このサイトについて 個人情報保護方針 サイトマップ

久慈市役所

〒029-6030 岩手県久慈市川崎町1番1号
Tel: 0194-52-2111 (代表) / Fax: 0194-52-2663

市役所庁舎のご案内
〒029-6030 岩手県久慈市川崎町1番1号

市役所の開庁時間
午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日)

・軽米町のウェブサイト

美しい花風景と雑穀文化のまち

岩手県 軽米町 KARUMAI TOWN

Google 提供

文字サイズ 標準 拡大

組織から探す 相談窓口

暮らし・手続き LIFE / PROCEDURE 子育て・教育 NURTURING / EDUCATION 健康・福祉 HEALTH / WELFARE 観光・イベント SIGHTSEEING / EVENT 町の行政 MUNICIPAL GOVERNMENT

ホーム > (仮称)「岩手久慈風力発電事業」の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

(仮称)「岩手久慈風力発電事業」の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

公開日：令和4年 12月 1日 / 最終更新日：令和4年 12月 1日

シェアする 0 ツイート LINEで送る

軽米町他において、東急不動産株式会社が計画している「(仮称)岩手久慈風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

- 縦覧書類 : (仮称) 岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書
- 縦覧場所 : 軽米町役場1階 町民ホール、小軽米出張所
- インターネットによる公表 : <https://tokyu-reene.com/news/iwatekuji2.html>
- 縦覧期間 : 令和4年12月1日(木)～令和5年1月10日(火)
- 意見書受付期間：令和4年12月1日(木)～令和5年1月24日(火)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記載の上、意見書受付終了日までに縦覧場所の意見箱へ投函頂くか、下記の問い合わせ先へ郵送またはメールでご提出ください。(当日消印有効)

- 環境影響評価方法書についての説明会：令和4年12月17日(土) 18時より小軽米生活改善センター(出張所)で開催します。
- 意見書の提出及び問い合わせ先

東急不動産株式会社 担当：戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
再生可能エネルギー第一部 環境アセスメント担当

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番1号 渋谷ソラスタ
電話 03-6455-2690(代表) Mail: TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp
(土・日・祝日を除く9時30分から18時まで。)

このページに関するお問い合わせ

再生可能エネルギー推進室

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85
TEL 0195-46-2115
メールでのお問い合わせ saiene@town.karumai.iwate.jp

町の人口・世帯数

総人口：8,349(男：4,103・女：4,246)
世帯数：3,698
令和4年10月31日現在 町民生活課調べ

子育て
町の未来
か雑
心守
花と緑
軽米の
町長

・九戸村のウェブサイト



「（仮称）岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

九戸村において、東亜不動産株式会社が進めている「（仮称）岩手久慈風力発電事業」に関して、環境影響評価の方法、手続及び評価の方法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり掲載し、縦覧を可能いたします。

■掲載書類 : （仮称）岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書

■掲載場所 : 九戸村役場庁舎3階 総務課事務室内、江刺駅東口、戸田支所

■インターネットによる公開 : <http://jdp.jp/energy/assess/assess.html>（環境影響評価方法書）

■掲載期間 : 令和4年12月1日（木）～令和5年1月10日（火）

■意見受付期間 : 令和4年12月1日（木）～令和5年1月24日（火）

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・意見（意見の理由も含む）を記載の上、意見書受付終了までに掲載場所の意見箱へ投函いただくか、下記の問い合わせ先へ郵送またはメールでご送付ください。（当日同封可）

■環境影響評価方法書についての説明会 : 令和4年12月16日（金）18時より五成公民館で開催します。

■意見書の提出及び問い合わせ先

東亜不動産株式会社 担当：環境事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

株式会社エネルギー第一部 環境アセスメント担当

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

電話 03-6455-2800（代表） Mail: LC_Assessment@tokyu-land.co.jp

（土・日・祝日もなく9時30分から18時まで。）

カテゴリー [環境](#) [おたより](#) [LIVみらい](#)

お問い合わせ

LIV敬愛堂 交差商標係
伊藤

電話: 0195-42-2111 / 内線1671



(No.)

「(仮称) 岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書」

意見記入用紙

「(仮称)岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。又は縦覧期間中は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出ください。

○意見書の郵送先 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目2 1 番1 号 渋谷ソラスタ
東急不動産株式会社
戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
再生可能エネルギー第一部 環境アセスメント担当

○意見書の電子メール送付先 TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○意見書の提出期限 令和5年1月24日（火）〔当日消印有効〕

意見書

令和 年 月 日

[illegible]

備考

- 1.意見書: 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)のご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 2.その他: 弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。